

本の香りのする街からの発信

読書積金

【商品概要】

- 対象** 個人・法人
※ご契約は、お1人様(1法人様)1口に限らせていただきます。
- 掛込額** 個人50,000円・法人100,000円
- 期間** 2年
- 契約額** 個人1,200,000円+給付補填備金・法人2,400,000円+給付補填備金
- 金利** 店頭表示金利
- 税金** 平成25年1月1日より平成49年12月31日までの25年間は復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税となります。(国税15.315%、地方税5%)
- 特典** 満期時に1,000円分の「図書カード」を贈呈
- 発売開始** 平成25年7月8日(月)

満期時に
1,000円分の「図書カード」を
プレゼント!!



※写真はイメージです。

- ご契約には本人を確認できる公的証明書(免許証、パスポートなど)と、ご印鑑が必要です。
- 当組合の預金は預金保険法により、1,000万円まで元本とその利息が全額保護されています。
- 原則として中途解約はお取扱いいたしません。(やむを得ず期限前解約の場合は期限前解約利率が適用となります。)

本の香りのする街に文化信用がある。

文化産業信用組合

本部/千代田区神田神保町1-101 TEL.03-3292-8281(代)
本店/千代田区神田神保町1-101 TEL.03-3292-2711(代) 板橋支店/板橋区仲宿63-10 TEL.03-3962-0206(代)

<http://www.bunka-shinyo.co.jp>

文化産業信用組合

検索

取扱店舗：

担当者：

まで、お気軽にお申し付けください。

読書積金のお取り扱いについて

□ ご契約可能な方

個人、法人、組合員または非組合員にかかわらずお取り扱いが出来ます。ただし、1個人（1法人）1契約に限定し、複数契約のお申し込みは出来ません。

□ 契約コース

契約は下記の定期積金2コースとします。

個人向け	50,000 円×24 か月	(契約額：1,200,000 円+給付補填備金)
法人向け	100,000 円×24 か月	(契約額：2,400,000 円+給付補填備金)

□ 金利

店頭金利 定期積金契約期間2年物を適用します。

ご参考) 平成25年6月24日現在の適用利率 「0.030%」

※ 中途解約した場合は、定期積金取引規定第5条「給付補填備金等の計算」により計算致します。

※ 店頭金利は毎月最終水曜日に見直しを行います。

□ 特典

本契約の満期時に1,000円分の図書カードを贈呈致します。

※ 中途解約（中止満期、掛込完了満期未到来となるものを含む）した場合、図書カードの贈呈は行いません。

□ 取扱開始日

平成25年7月8日（月）とします。

※ 組合の都合により取り扱いを停止する場合がございます。

□ その他

その他、本取扱に記載されていない事項については、定期積金取引規定に基づき取り扱うものと致します（裏面記載）。

以上

平成25年7月8日

文化産業信用組合

読書積金のお取り扱いについて

定期積金取引規定

- (掛金の払込)
定期積金(以下「この積金」といいます。)は、証書表面記載の払込日に掛金を払込んでください。払込みのときは必ずこの積金の証書を持参してください。
- (証券の受入)
(1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの積金の証書の当該払込記載を取消したうえ、当店で返却します。
- (給付契約金の支払時期)
この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。
- (払込の遅延)
この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、証書表面記載の年利回(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。
- (給付補填金等の計算)
(1)この積金の給付補填金は、証書表面記載の給付契約金と掛金の総額の差額により計算します。
(2)この積金の給付補填金は、証書表面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から、満期日の前日までの期間について、普通預金の利率によって計算し、この積金の掛金相当額とともに支払います。
(3)当組合がやむをえないものと認めてこの積金を満期日前に解約するときおよび第13条第2項の規定により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
(4)この計算の単位は1円とします。
- (先割引金の計算等)
(1)この積金の掛金が払込日以前に払込まれたときは、先割引金を証書表面記載の利回に準じて満期日に計算します。この場合、先払日数の平均が5日以上のものに限ります。
(2)先払分に応じて満期日の繰上は行ないません。
- (満期日以後の利息)
この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算した利息を支払います。
- (満期日前解約)
この積金を満期日前に解約するときは、届出の印章により、「定期積金中途解約依頼書」および証書に記名押印してともに当店に提出してください。
- (届出事項の変更、証書の再発行等)
(1)この積金の証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
(2)この積金の証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払または証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (印鑑照合)
この積金の証書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましょう。それらの書類に偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (譲渡、質入れの禁止)
この積金にかかわる契約上の地位、その他この積金にかかわる一切の権利及び証書または通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定することはできません。
- (保険事故発生時における積金者からの相殺)
(1)この積金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金

保険法の定める保険事故が生じた場合は、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この積金に、積金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で積金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合は、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、定期積金証書に届出印を押印して、直ちに当組合に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務が積金者自身の債務である場合はその債務から、または、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には積金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当指定のない場合は、当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を申し述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。

①この積金の利息計算については、その期間を払込日から相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は証書表面記載の年利回りを適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによります。

(4)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

(1)この積金取引は、第2項第1号A~Fおよび第2号A~Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2項第1号A~Fおよび第2号A~Eのいずれにも該当する場合は、当組合はこの積金取引をお断りするものとします。

(2)次の各号のいずれにも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合は、当組合は解約の通知をすることによりこの積金を解約することができるものとします。

① 積金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- 暴力団
- 暴力団員
- 暴力団準構成員
- 暴力団関係企業
- 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- その他上記AからEに準ずる者

② 積金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- その他上記AからDに準ずる行為

以上